

ハーフ条約、日米離婚制度の違いについて

HCC
HUMAN CULTURE CENTER ON
INTERNATIONAL LAW
CONCERNING THE FAMILY
DE BRUXELLES

2. アメリカでの離婚

(1) 基本的な考え方

前3回の連載では、ハーフ条約の概要・具体例について説明しました。その中で、「親権」「監護権」「面会交流」という難しい言葉が出てきて、「正直よく分からない」という方も多いのではないかでしょう。

今回は、日米の離婚制度の違いを説明しつつ、これらの用語を解説したいと思います。

1. 日本の離婚制度

(1) 基本的な考え方

日本では、「離婚するからには、どちらか一方が責任を持つ子供を育てていく」といえ方が基本となっています。

離婚する際には、「どちらが子供と暮らし、責任を持つ教育していく」を決めなくてはなりません。子供を育てるうえでは、子供の学校を決めたり、子供の財産を管理したり、子供がアルバイトをしたいと言えばバイト先に親としての許可を与えるなくてはいけません。

このように、子供の生活全般に関する事柄について決定する権利のことを、「親権」と言います。日本では、夫婦のどちらかがこの権利を持つことになりますので、これを「単独親権」と言います。

(2) 親権の決め方

それでは、どのように親権者が決まるのでしょうか。実は日本の法律には、親権の決め方について定めがありません。

そこで裁判所では、「今まで主に子供を育てていたのはどちらか」という点を重視して親権者を決めます。日本人夫婦のほとんどは、母親が子供のご飯を作り、子供のオムツを変え、子供の寝かしつけを行っています。裁判官は、「今まで母親が育んでいたのだから、今後も母親が育てるのが良いだろう(急に父親に

育てろと言つても無理だろう)」と考えます。結果として、母親が親権を持つケースがほとんどとなっています。

なおこの際に経済力は考慮されません。私が日本で弁護士をしていた際、離婚に悩む女性から「専業主婦で収入がないので、親権がとれないかもしれない」という相談を受けたことがよくありました。が、そのことを理由に親権を失うことはありません。

(3) 親権のとれないお父さん

親権を失った父親は、子供と一緒に暮らすことができず、子供の学校や習い事について口出しすることもできません。もし元妻が再婚しようとした場合、自分の子供が再婚相手と養子縁組する」となりますが、これに反対することもできません。

(4) 実際の生活

唯一の望みとして、月に何回か子供と会い、一緒に食事や買い物をすることができまます。子供と会う場所は、父親の家や公園や遊園地など



t o d y (日本語では「親権」と訳されます)と言います。このように、子供に関する重要な事柄について決定する権利を「Legal Custody」と言います。父母双方がこれらの事柄について話し合って決める」とを、「Joint Legal Custody」と言います。

2. アメリカでの離婚

(1) 基本的な考え方

アメリカでは、「離婚しても子供は一人で育てる」という考え方方が基本となっています。ですので、「子供をどこの学校に入れるか、子供の宗教をどうするか、子供が病気の場合には入院・手術をどうするか」など、子供に関する重要な事柄については、離婚後も一人で話し合って決定しなくてはいけません。

(2) 実際の生活

とはいっても、子供の体は一つですで、夫婦のどちらかが子供と一緒に住み、「どちらが身の回りの世話をする必要がありま

(3) 最後に

以上のように、日米の離婚制度には大きな違いがあります。一言で「親権」「監護権」と言つても、日米では意味も使い方も異なるので、注意が必要です。

(4) まとめ

日本では、離婚後に母親が子供に関する事柄を一人で決定することができるため、子供に関する判断を迅速に行なうことができます。他方、父親は子供に関する権利を奪われてしまします。

アメリカでは、子供に関する権利を父母が平等に持つことができるというメリットがある反面、離婚後も顔を合わせたくない相手と逐一協議を行わなくてはならず、離婚後においても子供のことについて争いが続くというデメリットがあります。

どちらの制度が正しい、優れているというわけではありません。双方の制度を理解するためには、日米の文化の違い・家族観の違いを根本から理解することが必要です。

JBL-lineでは、365日24時間で無料の電話相談を受け付けています。何か分からないことがありますれば、いつでもお気軽にお相談ください。

(文責:田中靖子)

の長期休暇は母親と父親の家で半分ずつ過ごし、サンクスギビングは父親、クリスマスは母親、翌年は交代にするなど、子供が父母双方と過ごす時間ができるだけ等しくなるよう

に、様々な工夫を行います。つまり、「Primary Physical Custodyを持たない親についても、できる限り子供との接触を保つべき」ということが重要視されます。

(3) まとめ

アメリカでは、子供の進学・宗教など重要な事柄については、そのつど二人で協議して決定しなくてはならず、子供と一緒に暮らさない親についても、週末や長期休暇などは一緒に過ごすなど、子供が父母双方と過ごす時間が等しくなるのが望ましいとされています。

3. 最後に

以上のように、日米の離婚制度には大きな違いがあります。一言で「親権」「監護権」と言つても、日米では意味も使い方も異なるので、注意が必要です。

4. 最後に

日本では、離婚後に母親が子供に関する事柄を一人で決定することができるため、子供に関する判断を迅速に行なうことができます。他方、父親は子供に関する権利を奪われてしまします。

5. 最後に

アメリカでは、子供に関する権利を父母が平等に持つことができるというメリットがある反面、離婚後も顔を合わせたくない相手と逐一協議を行わなくてはならず、離婚後においても子供のことについて争いが続くとい

6. 最後に

どちらの制度が正しい、優れているというわけではありません。双方の制度を理解するためには、日米の文化の違い・家族観の違いを根本から理解することが必要です。

JBL-lineでは、365日24時間で無料の電話相談を受け付けています。何か

分からないことがありますれば、いつでもお気軽にお相談ください。

(文責:田中靖子)